

第七十一回

参議院大蔵委員会議録第十五号

昭和四十八年四月十二日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任
鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

藤原 房雄君

藤田 正明君

鈴木 一弘君

委員

藤田 正明君

鶴崎 均君

野々山 三三君

栗林 卓司君

多田 省吾君

青木 一男君

伊藤 五郎君

河本嘉久藏君

柴田 文治君

津島 中西君

西田 信一君

船田 五郎君

山村 清一君

川村 竹田 四郎君

成瀬 輜治君

山崎 昇君

野末 和彦君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

高木 文雄君

國税庁次長

江口 健司君

事務局側

常任委員会専門

杉本 金馬君

本日の会議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十八年四月十二日(木曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

藤原 房雄君

補欠選任
鈴木 一弘君

委員長

理事

藤原 房雄君

藤田 正明君

鈴木 一弘君

委員

藤田 正明君

鶴崎 均君

野々山 三三君

栗林 卓司君

多田 省吾君

青木 一男君

伊藤 五郎君

河本嘉久藏君

柴田 文治君

津島 中西君

西田 信一君

船田 五郎君

山村 清一君

川村 竹田 四郎君

成瀬 輜治君

山崎 昇君

野末 和彦君

下げる等整理合理化をはかることとしたしております。
ます。
第三は、社会福祉対策に資するための措置であります。
すなわち、六十歳以上の老年者が受ける公的年金等については、五百円の所得制限のもとに六十万円の老年者年金特別控除を認める制度を創設し、また、心身障害者を従業員数の三割以上雇用している企業の機械及び工場の建物等について、三分の一の割り増し償却を認めることとしたとしております。

得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場合には、留保所得についての法人税を課税いたしますが、この場合の定額控除額を現行の年三百五十万円から年五百万円に引き上げることとしております。

第二に、法人の所得の金額の計算につきましては、現行のたなおりし資産の割賦販売に加えまして、今回賦払いの方法による対価の支払いを受ける役務の提供についても、割賦基準による所得計算を認めることいたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明いたします。
第一は、法人の土地の譲渡益に対する重課制度について御説明いたします。
すなわち、法人が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を原則として昭和四十九年四月一日以後に譲渡した場合には、通常の法人税とは別に二〇%の税率で重課を行なうこととしておられます。その場合に、国、地方公共団体等に対する要件のもとにこの重課の対象から除外することといたしております。なお、この改正に伴い、個人の不動産業者が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を譲渡した場合には、一般的の短期譲渡に対する重課と同様の課税を行なうこととしたております。

第四は、公害対策に資するための措置であります。
すなわち、無公害化生産設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設するとともに、低公害用車の開発普及を促進するため、昭和五十年度の排出ガス保安基準に適合する乗用車については、物品税の課税標準を、昭和四十八年度は四分の一相当額、昭和四十九年度上半期は八分の一相当額だけそれぞれ減額する等の措置を講ずることいたしております。

第五は、勤労者財産形成、住宅対策に資するための措置であります。

すなわち、勤労者財産形成貯蓄にかかる住宅貯蓄控除制度の控除額を、毎年の貯蓄額の四分之一、最高二万円から、六%、最高三万円に引き上げる等の措置を講ずることいたしております。

第六は、中小企業対策として、事業主報酬制度を創設することあります。
すなわち、重要産業用合理化機械等の特別償却制度について償却率を漸減して三年で廃止するとともに、価格変動準備金の積み立て率を一%引き下げます。

初めて、法人税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。
第一に、同族会社については、各事業年度の所

除を認め、事業主報酬控除後のみなし法人所得に対する全額を事業主に配当するものとして法人並みの課税を行なうこととしたとしてあります。

第七は、農林漁業対策としての措置であります。

すなわち、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用対象に水産加工業協同組合等を加え、適用期限を一年延長することとしており、また、農業信用基金協会等の債務保証にかかる抵当権設定登記の登録免許税を軽減する等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、国際経済環境の改善に資するため、大型及び中型の乗用車の物品税の税率をいずれも一〇%とするなどしてあります。また、自己の居住の用に供する新築住宅にかかる登録免許税の軽減等本年三月末に期限の到来する各種の措置について、その適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしております。

以上、法人税法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由と内容を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、両法律案は、いずれも本年三月三十一日までに成立するという前提のもとに提案いたしておりますが、衆議院での議決がおくれましたことに伴い、同院におきまして所要の修正をされておりますので、御報告いたします。

その概要是次のとおりであります。

まず、法人税法改正案につきましては、その施行日を「公布の日」に改め、適用対象事業年度を「昭和四十八年四月一日以後開始する事業年度」とされております。

次に、租税特別措置法改正案につきましては、その施行日、適用対象事業年度につき、法人税法改正案と同様の修正をされたほか、減価償却の特例等の適用開始期日等につき、修正が加えられております。

○委員長(藤田正明君) 次に、補足説明を聽取ります。

第一は、同族会社の留保所得課税について、定額控除を三百五十万円から五百万円に引き上げる

ことであります。この控除につきましては、昭和四十七年度の税制改正における一百万円から三百五十万円に引き上げたところであります。さらにこれを五百万円に引き上げるものであります。この改正によりまして、留保所得課税を受けた同族会社が二万社減少し、七万社から五万社になるものと見込まれております。

第二は、法人の所得の金額の計算上、割賦基準

の適用が認められる取引の範囲を拡大するものであります。現在、たなおり資産の割賦販売に限り割賦基準による収益及び費用の計上が認められておりますが、近年、冠婚葬祭等の役務の提供についても、その支払いが賦払いの方法で行なわれるものが生じてまいりましたので、これについてもたなおり資産の割賦販売と同様に割賦基準の適用を認めようとするものであります。その他所の規定の整備をはかることとしたとしております。

次に、産業関連の特別措置の整理につきましては、重要産業用合理化機械等の特別償却制度を廃止することとしておりますが、その際、企業の投資計画に及ぼす影響を緩和する見地から、

ことといたしております。

第二に、産業関連の特別措置の整理につきましては、重要産業用合理化機械等の特別償却制度を廃止することとしておりますが、その際、企

業の投資計画に及ぼす影響を緩和する見地から、

ことといたしております。

第三に、社会福祉対策のうち老年者年金特別控除制度についてであります。この制度の対象となる年金の範囲は、国民年金、厚生年金、各種共済組合の年金その他の公的年金等といたしております。

第四に、公害対策に資するための措置につきま

しては、無公害化生産設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設し、大気の汚染、水質の汚濁、騒音その他の公害の防止機構が組み込まれた生産設備のうち公害防止に著しい効果があるものを対象にすることとしております。また、

低公害乗用車の物品税を軽減することとしており

ます。

第五に、勤労者財産形成・住宅対策に資するた

めの措置につきましては、勤労者財産形成扶助にかかる住宅貯蓄控除制度の控除額の引き上げなどを

行なうほか、新築貸家住宅の割り増し償却制

度、住宅取得控除制度及び新築住宅の保存登記等の登録免許税の税率軽減制度等について、適用期間を二年延長することといたしております。

第六に、事業主報酬制度の創設について御説明いたします。この場合、事業主報酬控除後のみな

し法人所得に対する税額を課税することとしてお

ります。また、みなし法人所得に対する税額を控除した後の残額については、みなし配当所得とし

ます。

第七に、農林漁業対策につきましては、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用対象に

水産加工業協同組合等を加えた上、適用期限を二

年延長することとするほか、開拓者を組合員とす

ります。なお、この事業主報酬制度を選択しない

青色申告者については、従来どおり青色申告控除

を存置することといたしております。

第八に、農林漁業対策につきましては、農業

組合等の留保所得の特別控除制度の適用対象に

森林施設計画のある立木に対応する

相続税の延納条件を緩和し、農業信用基金協会等の債務保証にかかる抵当権設定登記の登録免許税を軽減する等の措置を講ずるとともに、農業生産

存じのよう、申告と申告期に、非常に多く、申告され、収納されるという関係で、二月末まででもこういう低い率になりますが、それは例年のことです」といいます。

○川村清一君 新聞の報道によりますと、一般会計分は八兆三千七百二十九億円に達している、四

十七年度補正後予算額の九一・七%になつていい、三月、四月分の収入分を、これは見通しにないでしようが、合わせると、四十七年度の税収は予算額を四千五百億も上回る見通しだと、こうい

うふうに書してあるわけあります。このため、大蔵省は、昨年十月に編成した補正予算できめた三千六百億円の国債の増募をそつくり取りやめることになった、こういう報道であります。ただいまの局長の御答弁によりますと、四十七年度税収、二月末までの十カ月分の税収は、源泉所得税につきましては九九・一%、二兆四千四百十六億円、法人税につきましては一〇一・八%、二兆八千四百六十四億円、こういう数字、局长の御答弁は九九・一%、一〇一・八%を報告されましてその金額は省かれておりましたが、新聞にはそのように数字も出ておる。これに間違いございませんか。

○川村清一君 これは十ヵ月分でございますが、いずれも十ヵ月間で四十七年度見込まれた一年分の収支を全部取得した、まあ俗なことばで言えば、十ヵ月間で一年分をかせいだと、こういふようなことになつておるわけでござりますが、これに間違いございませんか。

を、四十六年度に例をとりますと、決算に対してもう二月末までの進捗割合は八七・三%になつておりますから、それと今回の九一・七%と比較いたしますと、四十六年度の決算と四十七年度の進行状況との差は四・四%進捗状況がよろしいと、こういう状況でござります。

なお、必ずしも例月同じ割合で税収があるわけではございませんで、三月は確定申告がございましてから所得税が多く入つてまいりますし、四月は非常に税収の例年少ない月になるわけでござります。

○川村清一君　ただいま局長が御答弁されておる数字につきましては、あとで資料として御提出願いたいと存ります。

そこで、大臣にお尋ねしますが、ただいま主税局長が認められましたように、いろいろ経済事情の変化によってそういうことができたということは、まあ、これは認めるといたましても、四千から五千億に及ぶ増収があつた、見通し以上の増収があつたということについてどのような御見解を持たれるか。

と申しますのは、昨年秋の補正予算編成の際、

のようすに税収を見込むべきかという点について
は、いろいろな考え方があったわけでございま
す。ただいま御指摘のように、税収としては、補
正予算では二千八百二十億円だけ見込んだわけで
ござります。予算規模は約六千五百億でございま
した。差につきましては三千六百億円国債を増発
することを得べしということで、国会から国債發行
行についての御承認をいただくという形で予算が
組まれたわけでございます。

で、当時の見込みとしては、二つの考
え方がございました。一部には、六月ごろから非
常に高騰する、ふつてござつた。特に中々全く

○川村清一君
さらに、新聞にはこのようにも
書いてあります。三月、四月の見通しについて、大
蔵省は好況の影響で法人税収はさらにふえるし、
土地売却益を中心に申告所得税もふえる。物品税
や関税、印紙収入も好調だ。収入が予算額を四、
五千億円上回るのは確実だとこう見ておる、こう
いうふうに書いてあります。が、大蔵省の見通しは
どうですか。このとおりですか。

○政府委員(高木文雄君) 新聞の発表の際に、記
者クラブの皆さんのはうから質問がありまして、
それにお答えをしたわけござりますが、いま
の、昨年より四・四%進捗割合がよろしいという
ことから逆算をいたしましたと、大体五千億を前後
する率になるかと思います。で、そのほかご存じ
のように、異常な経済状態でございますから、物
の動きも非常に激しく、したがって、総合判断と
しては税収は好調であるということが言えるだろ
うと思います。

ただ、土地のことにつれられましたが、この占

については今日現在まだちょっと正確に様子がつかめておりませんのですけれども、これまた御存じのようだ。昨年一年間の土地の動きでございまして、したから、土地の譲渡についての所得税もおそらくよろしいかと思います。したがって、ほぼ五千億前後というふうに考えられますが、どのような結果になつてしまりますか、大体いまのお読み上げになりました新聞論調の調子だということで聞かれないと言えると思います。

○川村清一君 ただいま局長が御答弁されておる数字につきましては、あとで資料として御提出願いたいと存ります。

そこで、大臣にお尋ねしますが、ただいま主税局長が認められましたように、いろいろ経済事情の変化によってそぞういうことができたということは、まあ、これは認めるといたしましても四千から五千億に及ぶ增收があった、見通し以上の增收があつたということについてどのような御見解を持たれるか。

と申しますのは、昨年秋の補正予算編成の際、国会におきましては、野党が、なぜ一体ことしほと減税をしないんだ、減税ができるんじゃないかと。もつと税収があるはずだ、税収ができる可能性はあるということを強く主張したはずであります。これに対しまして政府のほうは、税収は二千七、八百億円しかふえない、こどしは減税ができるないということで、減税は行なわれなかつたのであります。つまり四千億から五千億の税収増があつたということは、まあ平たくいえば、國民から税金を取り過ぎておる、こういうことになるわけであります。野党が減税ができると、減税をしなさいと言つたにもかかわらず、減税をする税収はないと、そしてついに野党の主張をいれなかつた。減税は行なわれなかつた。ところが、五千億からの増収がある。大体において十カ月で一年分の税金を取つてしまつた。こういうような結果が出たことに對しまして、大蔵省の見通しのこれは甘さというか、あるいは意識的にそういう見通しをしたものか、そして減税を行なわないで、國民から税金を取り過ぎて、そしてこの物価の非常に高騰の段階において、非常に苦しんでいる國民にこういう苦痛を与えた政府の責任をどう感じていらっしゃるか、これを大臣からお聞かせいただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 愛知大臣がまだ御就任のこととござりますので、当時の事情を私からよつと御説明さしていただきます。

四十七年度の補正予算を組みましたときに、

のようすに税収を見込むべきかという点について
は、いろいろな考え方があったわけでございま
す。ただいま御指摘のように、税収としては、補
正予算では一千八百二十億円だけ見込んだわけで
ござります。予算規模は約六千五百億でございま
した。差につきましては三千六百億円国債を増
することを得べしということで、国会から国債發行
についての御承認をいただくという形で予算が
組まれたわけでござります。

で、当時の見込みといたしましては、二つの考
え方がございました。一部には、六月ごろから非
常に景気がよくなつてしまいました。特に中小企
業等におきましては、すでにもう設備投資の動意
が見られるということでありまして、経済はきわ
めて活況であるという考え方もあつたわけでござ
います。しかしながら、一方におきまして、通貨
問題等の関連もあり、国際経済と国内経済との調
整をはかるという趣旨から、かなり大型の、しか
も、経済刺激効果のかなり期待されますところの
いわゆる公共事業等を中心とした予算が組まれる
ことになったわけでございますが、その財源を目
込みます場合に、どういう考え方をとるかといふ
のは、二つの考え方がありました。ありましたは
れども、なおまだ当時は先行きについては不安で
あるという見方をしておる向こうもございました。
この予算の仕組みといたしまして、いわば歳出の
規模と、歳入の規模との差額については、国会の
御承認を得て国債發行の権限をいただいておくこ
とにいう必要があるのではないかという判断があつた
わけでございまして、ただいま御指摘のように、
いろいろ御議論はございましたが、私どもといふ
しましては、当時見込まれたきわめて確実のも
のと、いふものだけを計上するという立場をとった
わけでござります。そこで法人税と相続税を中心
に、その二科目だけについては確実に税収が上昇
することが見込まれましたから、それだけを計上
たわけでございまして、他の税目につきましては
かなり増収が見込まれるものもないわけではござ
いませんでしたが、いまのような趣旨から計上

しなかつたという経緯でござります。

○川村清一君 愛知大蔵大臣の就任前であつたことも承知しております。ですから、その点において責任がないといえば責任がないかもしれません。が、しかしまた、現在の大蔵大臣であり、また与党自民党における重要な立場にある愛知さんでございまして、長らく國務大臣の席にあつた方でございますから、全然責任がないということは私は言えないとかように考へるわけでございます。特に、私として大きく取り上げなければならぬのは、補正予算のときに国債発行を三千六百億やつしているわけです。野党はこれに対してももちろん大反対をいたしたわけでございます。ところが、片一方には国債を増募するのだというふうに打ち出して、国債を増募するということは、それだけいわゆる財源がないという、政策を行なう財源がない。財源を得るために、公共事業、社会資本を、これを充実するために三千六百億の国債を発行する、こういう補正予算を組んで、国会に審議せしめて、今度は、税収の伸びがないんだといっておいて、結果的には、税収が四千億も、五千億もふえていて、そして国債発行をやめてしまつた。こういうようなことは、一体国会に対して責任がそれでないと見えますか、そういうことは、財政当局の財政の見通しとして、そういう大きなあやまちをしておつて、そして責任がありませぬ、時の流れでこういうことになつたんです、思つたより景気がよくなつたんですね、そういうよなことで、責任をのがれるものとするならば、一体、予算審議を、国会が全力をあげて長い時間をかけてやる、それは一体、思想がないようなものじやないですか。そういうことは、私は許せないのではないか。やっぱり予算を提案した、編成した責任、国会の中で答弁した責任、野党の主張を退けて、そうして政府提案どおりそれを可決したと与党の責任、やはり政治は責任政治でなければならぬと思うんです。こういう大きな見通しの誤りをしておいて、責任が全然ございませんというようなことは、一体これは許せるものか

どうか、大臣の率直な御見解を、私は承りたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 補正予算の当時の見積もりとして、結果がそならなかつたということは、もう御指摘のとおりでございます。ですが

、もう御指摘のとおりでございます。ですが、その限りにおいて、当時の御説明のように、申し上げたように、実際の状況が動かなかつたということは、これは明らかな事実でございますが、それは認めざるを得ない、そな私は思ひます。同時に、歳入の見積もりというのは、できるだけ手堅くやらなければならないという性格のも

のでもありますし、これは税収の問題だけではございませんで、たとえば、金融政策その他についても、同様の御批評や、御指摘があるところで

あって、要するに、もとをただせば、通貨調整と

いうような、戦後は少なくとも初めての経験で、

そしてかつこれが不況時期に同時に起つたとい

うことから、景気動向というようなことについて

の政府の見通しというものは、非常に、よく言え

ば堅実であり、悪く言えば保守的、用心をし過ぎ

た、どうしてもその辺のところに、こうした変動

が急激に起つたところの判断、見通しという点

について、結果において起つた状況とはひづみ

が生じた、これは私も率直に認めざるを得ないと

思います。これは税収の見積もりだけの問題では

ないと思います。したがつて、その起つました

事態に対しても、これから間違いかじとりを

やつていきたい、現在においてそう考へておるわ

けでございます。やはり政治をやるものとして必要である、そういう点については御指摘のとおりであります。

○川村清一君 さらに一点大蔵大臣にぜひお尋ねしておかなければならぬことがありますのでござります。それは、先般所得税法の改正案について審議をした際、私が、ここでお尋ねしたことなんですが、おりあしく大蔵大臣が御出席にならな

かつたので、大臣から直接お聞きすることができませんでしたので、きょうあらためて大臣の御見解を尋ねたいと思います。

それはどういふことかと申しますと、御案内の

よりに、われわれ野党は、所得税につきまして

は、課税最低限を百五十万円にすべきである、こ

と申しますと、同時に、歳入の見積もりといふのは、できるだけ手堅くやらなければならないといふことを主張しておるわけです。この問題が

租税三法を本会議で審議したときに、質問になつて出たわけです。その質問に対して、愛知大蔵大臣はどのように御答弁になつたかと申しますと、

この会議録に載つておりますから会議をちょっと読みます。私としては絶対納得できない。そこであらためて大臣から御見解を承りたい。「課税

最低限を百五十万円にしてはどうかという趣旨の御質疑がございましたけれども、その百五十万円

というのが、たとえば総理府の昭和四十六年の家計調査で消費支出が百二十万円程度となつております。それにある種の指数を掛けて、四十八年度

は百五十万円程度と、これをお見込みになつて基準にしての御所見であるとからに仮定いたします

るならば、この家計調査の中の消費支出の中に御質疑がございましたけれども、その百五十万円

といふのが、たとえばレジャーに向かわれる支出も、ある

いはたとえばカラーテレビの購入費といふよう

ものもあるわけでございまして、これが最低の生計費ということにはならないのではなかろうか。

それを、課税の最低限がこれと同様にならなければならぬという議論には私はならないのではな

かるうかと思います」。こういう御答弁なんであ

ります。そこで、課税最低限百五十万円にせよ、

こういうわれわれの主張、そしてサラリーマンの減税をはかれといふわれわれの主張、その根拠に

家計消費支出というものがある。その消費支出の中には、かりにカラーテレビを買った購入費が含まれておる、またレジャーといつたつてピンからキ

りまであるわけでありまして、労働者の二日週休制というものがいまや常識になつておる。そこで労働者が、労働の再生産をはかるために、あすの活

力を得るためにレジャーに行つたとする。そのレ

ジヤーの費用がかかつておる、そういう消費支出

がある、それを根拠にしての百五十万円という野党の主張は誤まりなのかどうか、愛知大蔵大臣の頭の中には、一体最低生活というものはレジャー

やつちやいかぬ、カラーテレビを見ていかぬ、それが最低生活でない、いわゆる憲法に保障され

ておる最低生活という範疇にはそれらのものは入らないのかどうか。これがもし大蔵大臣の真意で

あるとするならば、口を開けば、いまや日本は世界の経済大国であると言つておる田中内閣、その

田中内閣の大蔵大臣、こういう思想がもしあるとするなら、これは重大な問題であると私は考える

わけでございますが、この会議録に載つておる愛

知大蔵大臣の御発言から、愛知さんのこの思想と

いうものをひとつ私は知りたいわけであります。

率直な御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、非常に率直にそのときにも申し上げたつもりでございます。と申しますのは、課税最低限度の問題であつて、これ

はいわば最低生活費といふものとは、課税最低限と、政府の提案しておる百十四万円というもの

と、標準生計費と申します

と、標準生計費といふものとの関係は、また別の

考え方ができるのではなくらうかと、こういう趣旨を、いろいろの仮定を申し上げて、しかも私

は、疑問を率直に呈したわけでございます。そし

て結局、その考え方としては、なるほど百五十万

円と、政府の提案しておる百十四万円というもの

とには、かなりの開きがございますけれども、百

五十万円といふものは、一体どういう基準で出さ

れたものであろうか、これについてもつと積極的に議論をしていくべきものではないだらうか。こ

ういう意味を込めて私はその当時御答弁申し上げたわけでございます。

のがいかななる内容であり、また、課税の最低限という角度から見た場合の基準として取り上げるのに、適当であるかどうかということについて、私自身疑問を持つておりますから、そこでその疑問を率直に、お答えではあるが、同時に問い合わせるような気持でお答えをいたしたわけでございます。

○川村清一君 重ねて簡単率直にお尋ねしたいんです
が、この発言の中にある、カラーテレビの購入費、それからレジャーに支出されたそういうお金、こういうものを含めると、それは最低生活の範疇から出でているものかどうか。最低生活費といふものの中には、レジャーの費用は入れてはいけない、それから、カラーテレビなどを買ったお金も入れてはいけない。いわゆる憲法でいう「最低生活を保障する」最低生活というものはこれは無縁のものかどうか、この点を簡単にはつきりお答えをいただきたい。

たいと。しかしそれは、現在の時点における標準の生計費というものは必ずしもものさしに当てはまらないんではないだろうかと。こういう点を私としては言いたかつたところであり、現在もそう考えております。

○川村清一君 この問題につきましては、またいずれ議論する機会があろうかと思ひますので、これで切つて、次に進みみたいと思います。

次に、租税特別措置法について基本的な考え方方

いつて、政府は租税特別措置をどのような位置づけで考へているのか。いわゆる税体制の中において、さらに現在の日本の経済社会の情勢の中に置いて、この法律というものをどう位置づけて考へていらっしゃるのか、それをお聞きいたしたいと思います。

ぐらいがこの関係で歳入増になる。つまり、それだけ重課されることになる。洗い直しを本年やりました結果がそういう結果になるはずであると、こう見通しておるわけでございますが、これは、先般、当委員会に総理大臣が出席したときにも言及をしたつもりでございますけれども、ひとつ四

○川村清一君 重ねて簡単率直にお尋ねしたいんですが、この発言の中にある、カラーテレビの購入費、それからレジャーに支出されたそういうお金、こういうものを含めると、それは最低生活の範囲から出しているものかどうか。最低生活費といふものの中には、レジャーの費用は入れてはいけない、それから、カラーテレビなどを買ったお金も入れてはいけない。いわゆる憲法でいう「最低生活を保障する」最低生活というものとはこれは無縁のものかどうか、この点を簡単にはつきりお答えをいただきたい。

○国務大臣(愛知揆一君) 簡単にはつきり言えば、憲法で保障しているところの生活というものの、あるいは最低生活の保障というものの中に、何がどうに入るかということについては、私は、憲法の保障しているものが現在一〇〇%に実施されているとは思いませんけれども、憲法が保障しているものというものは、そういった快適で文化的で健康的な生活ということであれば、カラーテレビというようなものは、もちろん最低生活の中に入るべきものであると思います。私はそういうふうに考えます。

ただ、先ほど率直に申しましたように、課税の最低限としての最低生活というものを現在の時点でも考へる場合に、もう少し——ただ空に百五十万円がよいとか百十四万円がよいとか、ということを單純に取り上げるべきものではなくて、もっと内容に入つて私は、政府のほうも将来においてはもつと積極的に考えたいと現に思つておりますが、そういう際に、もっと詰めて、課税のほうからいつの最低限をどの辺に置くかということについては、国民的に納得がいただけるような最低限にし

れで切って、次に進みたいと思います。
次に、租税特別措置法について基本的な考え方をお尋ねしたいと思うわけあります。
租税特別措置については、たしか昭和四十六年の八月に税調から長期答申が出ていると思います。その答申の中にこう書かれておる。「個々の政策の目的と税制の基本的原則との調和という立場に立つて、たゞ既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、経済社会情勢の進展に即応し、隨時、流動的改廃を図つていくこととすべきである。」こう述べてあるわけであります。そこで、今度の法律改正を見ますといふと、今度の改正では、産業税制の改廃は、合理化機械の特別償却の廃止等くらいであつて、まことに不十分でないかと、かよう直感的に私はそう感じたわけであります。わが国経済の転換が叫ばれている今日、こそ思い切つて改廃する絶好の機会ではなかつたか。この特別措置法については、毎年毎年、予算審議等において野党が強く主張しておる問題でございます。政府は、ことしの政策の大綱、予算編成の目標を、冒頭申し上げましたように、国民福祉の向上、物価の安定、そして国際収支の改善、こういうところに目的を置くとするならば、ことしこそ、租税特別措置法につきましては、全面的な改廃に踏み切るべきではなかつたかと、こう思うわけであります。まことに不十分であります。しかも、福祉社会実現のための税制、まあ先ほどの大臣の御答弁の中には、相当配慮されたようなことばかりでござりますけれども、私はまことに足りないとと思うわけであります。

いま御指摘になつたと同じような考え方を堅持しております。これは税調の考え方も御同様だと申します。ということは、特別措置というものは、まず第一に既得権ではないという考え方方に徹しています。それから、もうマンネリズムで、一貫こうなつたら慢性化してよろしいんだと、こういう考え方私はいかぬと思っております。したがいまして、隨時これは見直していくかなわけならばならぬ。しかし同時に、ただいまも御指摘がございましたが、たとえば、現下の大問題である公害を防がなければいけない、たとえて言えば、こういう問題がそのときの政策目標としてある場合においては、特別措置というようなものが活用されてしまうべきものである。しかし、原則的にはこういう制度はなるべくないほうがよろしい。この次第でございます。したがつて、ことしはすぐばん政府としても努力したつもりでございまして、産業関連の措置としては、重要産業用の合理化機械の特別償却制度をだいぶ手入れをいたしましたし、価格変動準備金の積み立て率の引き下げというようなことも、その改廃ということに相当の前進をしたつもりでございます。

それから、一方においては、社会福祉対策として、先ほど提案理由の中でも御説明いたしましたとおりに、六十五歳以上の老年者が受けける公的年金、あるいは心身障害者を使用している事業に置いての特別の償却といふようなものは、これは認めるというようなことでいくのが特別措置に對する考え方であり、そのあらわれであると、税額についての特別の償却といふようなものは、これは認めてみますと、先ほど申しましたが、大体四百億円

るいろいろの御論議や御批評いたいことも譲
りたいと、こういうふうに考へておるような次第でござ
りますし、また、衆議院で御審議をいたいた
には私は違ひはないと、こう考へております。
○川村清一君 基本的な考え方は同じだといふよ
うな御答弁でございました。それはそうであると
するならば、私もけつこうだと思うわけでござ
りますけれども、私の立場から見た場合に、この税
調の長期答申にある、絶えず既得権化や慢性化の
排除につとめよと、この指摘に対しても非常にま
だ消極的である、もつともと進んでやるべきでござ
るし、ことしへれを思い切つてやる絶好の機
会であった。これをやらなかつたことに對しまし
ては、まことに遺憾に考へるわけござります。
それからもう一点、ただいまのお話でお聞きし
ておきたいことは、たとえば、公害対策等に相当力
を入れておると、こういうような御説明でござ
ました。しかし、私は、企業は当然企業の責任にお
いて公害防止をすべきであります。公害をたれ渡
して国民に迷惑をかけたならば、その責任は当然ある
けであります。私は、企業が公害を防除するため
にいろいろな施設をする、それに対しても特別
措置法を使うということについて、疑義があるわ
けであります。企業は、企業が公害を防除するため
にいろいろな設備投資をする、それに対して、税制
によって優遇措置をとる、その分を国民に負担を
す

るいろいろの御論議や御批評いたいことも譲
りたいと、こういうふうに考へておるような次第でござ
りますし、また、衆議院で御審議をいたいた
には私は違ひはないと、こう考へております。
○川村清一君 基本的な考え方は同じだといふよ
うな御答弁でございました。それはそうであると
するならば、私もけつこうだと思うわけでござ
りますけれども、私の立場から見た場合に、この税
調の長期答申にある、絶えず既得権化や慢性化の
排除につとめよと、この指摘に対しても非常にま
だ消極的である、もつともと進んでやるべきでござ
るし、ことしへれを思い切つてやる絶好の機
会であった。これをやらなかつたことに對しまし
ては、まことに遺憾に考へるわけござります。
それからもう一点、ただいまのお話でお聞きし
ておきたいことは、たとえば、公害対策等に相当力
を入れておると、こういうような御説明でござ
ました。しかし、私は、企業は当然企業の責任にお
いて公害防止をすべきであります。公害をたれ渡
して国民に迷惑をかけたならば、その責任は当然ある
けであります。私は、企業が公害を防除するため
にいろいろな施設をする、それに対しても特別
措置法を使うということについて、疑義があるわ
けであります。企業は、企業が公害を防除するため
にいろいろな設備投資をする、それに対して、税制
によって優遇措置をとる、その分を国民に負担を
す

卷前の「新編和歌別集」の方に「新編和歌別集」

渡益についての課税については、私よく申しますけれども一番ひとつ徹底した考え方というのがたとえば、もう完全に土地というものが分離して、そうしてそれに対しても七〇%ぐらいの税率を掛けたらどうかというのが、一番徹底したお考であるうと思います。それから二〇%でも高い、欠損法人に大体税をかけるということはおかしい、これがまた極端な考え方と思いますが、ちょうどその間をとつたようなかつこうになつて二〇%、そうして譲渡益についてはその税率を掛けれる、欠損法人にもかかるというのがまず妥当なところではないかと思います。

それから、保有税のほうは、よく御指摘を受けるのは税率が安いということありますけれども、一面、未利用税というようなものも、いふことは常識的に主張される向きもあつたわけで、ずいぶん論議もいたしましたけれども、たとえば、

未利用税ということになると、何が未利用であるのか、あるいは未利用でおいておくことのほうがむしろ土地政策として適切だという場合もあつて、それに逆行するようなことになる。結局、で

きるだけ大幅に網をかけて、四十四年一月以来の取得については網をかけて、そうして、持つて管理するについては金利も要るだろう、管理費用も

要るだろう、そういう点からいって、持つていてもばかばかしいというような結果をもたらすこと

が適当である。そうして法人の譲渡益に対する課税と相互補完合つて、そうして一面では、好み

しい土地造成の面について追い出しができる、手離させるという効果をねらつて、一面ではざる法

だといふ御批評もあったようありますけれども、これはまた好ましい宅地を造成する。そちら

に道が開けるようにいうことも考えて、税制としてはまだかつてないような、税理論から言えば相当逸脱した政策手段としての税の利用であると私は割り切つておりますけれども、そういう点で考えあぐねた末のこれは政府案でございます。したがいまして、いろいろの御意見はございましょうけれども、これでひとつやらせていただきた

い、そうして相当の効果はあるに違いないといふことを実は期待しておる次第でございます。うどその間をとつたようなかつこうになつて二〇%、そうして譲渡益についてはその税率を掛けたところでは重ねてお尋ねしますが、あの税制を取り入れたわけでありましたことは一体成功だったのか失敗だったのか。いわゆる土地対策上効果があつたかどうか。どういふ反省をなされておりますか。

○川村清一君 効果に対しまして非常に疑問を持っていますのでお尋ねしているわけであります

が、それで重ねてお尋ねしますが、政府は昭和四十四年に土地税制を取り入れたわけでありましたことは一体成功だったのか失敗だったのか。い

う反省をなされておりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは功罪いろいろ論ぜられますけれども、私は、メリットもありデメリットもあつたと思います。つまり、四十四年の

税制によって地主が土地を早く手放したほうが多いという効果があらわしたこと事実だと思います

です。そこで、それを買いつた者がだれかと。

これはまともな、良質な——と言つては語弊があるかもしれません、デベロッパーの手に渡つて、そしてこれが宅地や上物の造成にいま計画を

実施中であるというところは、相当全国的にいえ

ば随所にあるだろうと思います。しかし、その効

果が、何しろ土地の造成であり住宅の建築でありますから、まだ目に見えた成果というものがあ

がつてないという点もあります。

ところが一方におきまして、ちょうどその、本

日の冒頭の御質疑とも関連いたしますが、一昨年

等が、投機目的のためにこれらの土地を入手した

ということは、デメリットであることは申しますで

もないことです。

そこで、そういう反省の上に立ちまして、今回

の税制でも、四十四年一月一日から取得したものの

ということにさかのぼつて今回の税制を適用する

う基本的な考え方から言うならば、これでもなお土地を売り買いをして三〇%以上の利益を得ているのではないか。土地を売つてもうけるなんていうのは、これは誤りなんだ、間違いんだと、商品とは違うんだという、こういう観点に立つて一〇〇%課税すべきである、これがわれわれの見解なんですね。また、このいま提案されているこの税制と地主行政委員会にかかるところの保有税、こういう二つの税制によって、いわゆる税制によつて土地問題は解決しない。おそらくもうけを第一に考えておるところのこういう不動産業社などはかけられたところの税金、払つた税金はその売買価格の中にさらに入れを上乗せして売るでありますから、こういうのが結論になるわけでありますが、私の時間もこれでありませんので、最後の質問として、大臣の御答弁をいただきたいわけであります。また、この問題につきましては、同僚議員から重ねて後刻いろいろお尋ねがあると思いますので、私はこれでやめたいと思います。

て、実際上は収用というか、公共目的のためにはぎりぎりのところまで土地の利用規制でもつてやついく。これを先ほど来申しておりますような税で補完をするとということで、私は、相当の目的が達せられるんじゃないだろうか、こういうふうに考えておるわけでございまして、その辺のところになりますと、政府としては、かねがね社会党が土地問題についてずいぶんいろいろこまかく御検討になつておりますのもずいぶん勉強さしていただきました。その考え方もわれわれの考え方の中にはかなり取り入れておるわけでございまして、その最後のところにまいりますと意見が相違うところがございます。政府の提案といいたしましては、今日の提案がぎりぎりのところである、こういうふうに考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 時間がごくわずかでございますが、ら、ひとつ御答弁のはうは簡略に、明快にお願いしたいと思いますが、まずは、四月二日に公定歩合の引き上げがありまして、5%になったんですけれども、大蔵大臣として、一年後のG.N.Pの実質成長率、これはどのくらいになるというふうにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これ、一口で簡単に答えよとおっしゃられても、なかなかむずかしいところで、現在のところは、経済見通しをそれならばどういうふうに変えるのかと、いうことに発展するわけでございますけれども、今日のところは、年度も始まつたばかりでござりますから、かねがねの政府の経済見通しといふものの線に沿つて、これがこの見通しの中でおさまるよう後に金融政策あるいは財政政策を展開していくといふことを申し上げるだけのまだ見通しは別には持つておりません。

○竹田四郎君 そうしますと、政府の四十八年度の経済見通しはたしか一〇・三%ということになりますが、実質です。いまの瞬間のG.N.Pの成長率といふのは実質一五%ぐらいだ、こういうふうことを申し上げるだけのまだ見通しは別には持つておりません。

に一般にいわれているわけですが、そうしますと、上半期の経済の実質成長率というのは、やはりかなり高い水準で移行していく、こういうふうに私は見られると思うのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、いまの政府の経済見通しは実質一〇・七%でござりますから、その一〇・七%の経済成長率ということでいいけるよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

それから、これはもう私見でございますけれども、現在御承知のような金融政策の上では、相当程度きびしい金融の引き締めをやっております。それから、国際的にいえば、変動為替相場がとられております。こういったようなことが理論的に申せばデフレ的な要因が出てくるはずでござります。しかし、いまの日本経済というものは、非常な大きさずついたいになつておりますから、船にたとえてみても、巨大な船の進路を転換するのには相当の時間がかかる。したがつて、いま申しまして、当これは日にもがかかるのではないだらうか、こう考へるわけでございまして、当分のところは、まだ従来からの傾向がやはりある程度続いて、相当地熱状態がまだまだ若干は続くのじやないだらうか。しかし、後半期においては、かなり変化が起ころてくるのではないかろうかと思ひますけれども、これは何ぶんにも、現在の日本の経済といふものは、必ずしも従来的なオーバンドクスな理論どおりには動いておりませんし、いろいろの要素が今日的あるいは明日的な要素はござりますから、いま申し上げましたのは私の単なる私見でござります。したがつて、政府として現在経済見通しを変えるというような状況にはない、こういうふうに申し上げたいと思います。

○竹田四郎君 いまのお話で、大体上半期はかなり高い成長率で、下半期になると金融の引き締めとか、変動制その他でかなり変化が起きてくるだらう、こういうお話をあつたわけありますか

ら、そうしますと、下半期というのは、かなり景気が落ちていくことが考えられるわけあります。特に、経済見通し、先ほどおっしゃった一〇・七%というものを考えれば、上半期は相当景気は落ちなければ一〇・七%というものの維持はできない、こういうふうに考えてよからうと思いますけれども、そうしますと、私は、ことしの下半期あるいは来年の上半期というものは、かなりリスクファーレーション的な様相、こういう様相というもののが、出てくるのではなかろうかというふうに思つておりますが、その点は大臣、どうお考えですか。

○國務大臣(愛知揆一君)　ただいま私見を申し上げましたが、そこでございますから、やはり上半期の対策、というのが非常に大切じゃないだろうか、こう考えております。したがつて、金融政策ももちろんござりますけれども、四十八年度予算の御審議を終わりましたら、年度内におきまして、その支出の面におきましても、十分くふうをこらしてまいりたい。つまり、国民の生活環境、福祉の向上というようなことについてはもちろん重点を置いてやつてまいりますけれども、建設資材の需給関係とか、あるいは価格の関係その他を考慮いたしまして、たとえば年度の前半等におきましては、ある程度公共事業関係等につきましては支出等について少し引き締めていったほうがいいのではないかだろうか。各省庁、政府関係機関、あるいは地方公共団体等ともいろいろ御相談をしてまいりたいと考えております。そして、いまお示しのようなリスクファーレーションというようなことにならないように、十分ただいまから配慮していきたい、こう考えております。

○竹田四郎君　田中総理も、それから大蔵大臣も、来年度は法人税の引き上げをやると、こういふうにいろいろな会合でお述べになつておるわけであります、ことしの下半期から来年の上半期にかけてどうしても景気というものはかなり落ちてくる。こういうことになりますと、実質的な法人税の引き上げ、こういうことに対して、ほん

とうにやつていく氣があるのかどうなのが、おそらく財界あたりから、景気が悪くなつてきただから、ひとつ法人税の引き上げを延ばしてくれといふようなことになるんではないかという心配が非常にありますけれども、いまの五%の付加を、それを本税に繰り込むなんということでは、これは実質的な法人税の引き上げにはならないわけで、いままでどおりとすることありますから、そうしたことでは、私は、全然法人税の引き上げという意味はない。そういう事態になつて、政府として明らかに法人税の引き上げ——これはいままで何回か声明されておりますけれども、実質的な繰り入れみたいな、実際法人税が金額的に上がらないという形じやだめだと思うんですが、実質的な法人税引き上げをそういう段階で確実にやつしていくのかどうか。しままで盛んに予算審議の中ではそれをおつしやついたのですけれども、来年景気が悪くなつた、財界からの圧力は当然くるでしょう、やめた、こういうふうになります。そういう点では、法人税を来年確実にやる、いまの段階で景気がこのようになつてきてる、私は、非常に心配をしているわけであります。そういう点では、ひとつ考えようというのか、その辺はいかがですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういう点にまで及んで御心配をいただいておることはたいへんありがたいと思うんですけれども、政府といたしましては、まず第一に景気の高下というようなことは避けなければならない。なだらかに経済というものは推移するほうがよろしいわけだと思います。したがつて、デフレ的な傾向が、先ほど私見として申し上げましたように、考えられる一つの要素ではござりますけれども、いまが過熱、これ以上になつてはたいへん、これをうんと冷やしていかなければならぬ。同時に、急激にデフレ的様相がくることがないよう、あるいはステップレーションというようなことがないようにして、そういうのが基本でなければならない。そして、そ

れとはまた別個に、私は、法人税の税率は、そろく財界あたりから、景気が悪くなつてきただから、ひとつ法人税の引き上げを延ばしてくれといふようなことになるんではないかという心配が非常にありますけれども、いまの五%の付加を、それを本税に繰り込むなんということでは、これは実質的な法人税の引き上げにはならないわけで、いままでどおりとすることありますから、そうしたことでは、私は、全然法人税の引き上げといふ意味はない。そういう事態になつて、政府として明らかに法人税の引き上げ——これはいままで何回か声明されておりますけれども、実質的な繰り入れみたいな、実際法人税が金額的に上がらないという形じやだめだと思うんですが、実質的な法人税引き上げをそういう段階で確実にやつしていくのかどうか。しままで盛んに予算審議の中ではそれをおつしやついたのですけれども、来年景気が悪くなつた、財界からの圧力は当然くるでしょう、やめた、こういうふうになります。そういう点では、法人税を来年確実にやる、いまの段階で景気がこのようになつてきてる、私は、非常に心配をしているわけであります。そういう点では、ひとつ考えようというのか、その辺はいかがですか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういう点にまで及んで御心配をいただいておることはたいへんありがたいと思うんですけれども、政府といたしましては、まず第一に景気の高下というようなことは避けなければならない。なだらかに経済というものは推移するほうがよろしいわけだと思います。したがつて、デフレ的な傾向が、先ほど私見として申し上げましたように、考えられる一つの要素ではござりますけれども、いまが過熱、これ以上になつてはたいへん、これをうんと冷やしていかなければならぬ。同時に、急激にデフレ的様相がくることがないよう、あるいはステップレーションというようなことがないようにして、そういうのが基本でなければならない。そして、そ

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

報道もされておりますけれども、大体どういう大綱で詰問なさらうというのか、可能な限りひとつお答え願い度す。

○國務大臣(愛知揆一君)　ただいまも申しました
ように、相當長期的に見て、財政需要に対する国
民的なニードが年を追うごとに深くなりますし、
同時に、政府としてもこれに対応し、あるいは先
取りをしてそういう方向へ前進していくしなけれ
ば、急速に福祉国家の建設ということはできませ
ん。したがつて、そういう基本目的に対しても、四
十九年度の税制はいかにあるべきかということを
かなり広範に意見を求めるだと思っております。
頃から、去る税制は可成り不適当である、とお

がいかんとか、あるいは、所得税の最低限は百五
十万以上にしなければならぬとか、そういうところから入るよりは、直・間の比率も含めて、そして今国会でも税の御論議についてはずいぶんいろいろの御意見を承りました。そういう点を総合して、ひとつできるだけより広く国民的な御納得が得られるように、来年度の税制改正については、野党の方々からも、現在よりはもっと御理解がいただけるよう、そういう形のものをつくり上げるような意欲をもって諮詢もし、共同の研究にも入りたいと思っております。

○多田省吾君 法人税につきましては、まあ、シャウブ勧告以来法人擬制説といいう立場でやつてこられたようになります。ところが、シャウブ勧告では、いわゆる有価証券の譲渡益課税、もうキャピタルゲインに對しては全額課税すべきであるというのであつたけれども、昭和二十八年から、途中からキャピタルゲインは全額非課税ということになつて、法人擬制説の根幹が私はくずれただように思います。それで、大蔵省では、法人を特に守るためにこの擬制説をいつも使つてゐるわけです。実際はくずれている。アメリカなんかでは、もう法人実在説といいう立場で全部税負担を考えているわけでございます。日本では都合のいいときには擬制説。こういうことでは税の一貫性といふものがそこなわれると思ひますけれども、こ

○國務大臣(愛知接一君) 法人擬制説を守り本草にしてこれにしがみついているという考え方方であります。従来から税務当局もそういう態度では、私は、ないと思います。同時に、税については、私は、理論的、学問的にも是認され、そしてこれが多くの方から支持され、それから権衡を考えていかなければならぬ。国民の側から見ても、やはり公平な負担といふことが一番望まれているわけですから。たとえば、「重課税になるといふ議論も出てまいるであります。それが擬制説につながるといふ、学理的に言えばそういうことになるかもしませんけれども、これは、法人擬制説が実在説かいざれをとるかと、いふような政策論議としては、少く簡単なものでは、私はない、じやないかと思います。その辺のところは、税制調査会といふようなところの専門的な、または學問的にも、あるいは実際面からいっても、各界の良識ある方々がお集まりでございますから、私が先ほど申しましたような気持ちで、ひとつ少し從来的なワクをはずして自由にいろいろの建設的な御意見を出していただければ、たいへんなことにならうとは思いますけれども、そのたいへんな論議を通してよりよき税制をつくるようにしたいと思います。重ねて申し上げますが、擬制説だからどうだ、實在説だからどうだ、というような単純な、いづれかあれば、どうふうにやられては、いい税制といふものはできないんじゃないだろうと、こういうふうに考える次第でござります。

も、少なくとも大法人がいま非常に有利な立場にあることは言をまたないわけでござりますので、少なくとも四段階以上ぐらいの段階にすべきではないか。その際に、総理や大蔵大臣がいつもおしゃるのは、法人分割のおそれがあるというよくなき弁解じやないかと、このようになります。この点に関しては、現在どのようにお考えですか。
○國務大臣(愛知揆一君) 私は、この点については、現在はかなりよく考えられてゐるのではないかと思います。もちろん、いわゆる一億円以上の大中の法人に対しての税率が低過ぎるという御意見は御意見として、一億円以下の資本金で、三五万以下の所得に対する輕減税率を適用しているところで、これは日本の実態に即した中小の企業家に対する特別に、何といいましょうか、とられてゐる措置でございますから、これが一つの日本的の行き方ではないだろうか。それ以上のものに至って、資金で税率を区分するというのは、現在我の私としては、これは相当考え方のじやないだとうかといふふうに考えていることを率直に申し上げておきたいと思います。

でございます。この考え方には、株主とは別に、法人独自の税負担を求めるということがしばしばいわれておりますように、社会経済の実態に合うのではないかという考え方方に立つものでございまして、各方面から御議論が出来ます際にも、よくそういう意見があるわけで、確かに一つの考え方であるということが言えると思います。しかし、そこで、あとでその利潤税説というのを一つの試案の形でむしろ事務当局のはうから出しました。それを税制調査会の専門家の方々が議論されておりましたうち、一方では非常に大ぜいの、何十万といふ一般株主を擁するような大法人と、それから株主即経営者であるというような形のいわゆる非公開の中小法人などが、全く社会経済的に実態の違うものが二つ存在をして、そして、それが両極にあって、中間にいろいろな中間形態のものがあるという日本の法人の実態からいたしまして、利潤税で全部が全部割り切れるかということは、どうもまだ踏み切りがつかないのではないかということの反省が生まれまして、税制調査会の中で両派が非常に議論を激しく戦わした上で、結局、まだちょっと幾つか詰めるべき問題があるというところで見送りになつたという事が事実でございまして、これは専門家の間で意見が決着がつかなかつたということをございます。

○多田省吾君 法人税に関しても、最後にお尋ねしたいのは、まあ、税調の答申でも、法人に応分の負担を求めるべきであると、このように出ていふのに、実際は本年はやらないかつたわけです。まあ、竹田委員のおっしゃるように、私は修正してでもこれからやるべきだと考えますけれども、特に来年の法人税を上げるという問題は、経理もほぼ約束しているわけでございます。それに関しましては、われわれの考えているたとえば、四二%ないし四三%、あるいはすぐにも現在四〇%以上にすべきということがもう野党全体の主張しているところでございます。まあ、そういう意味で、先ほど、税調にはそういうペーセントは全然関係なく詰問するんだと、このようにおつしやつ

ておりますけれども、私は、この詰問の際も相当強力に法人税を上げるよう請問すべきであるし、その点をどう考へておられるかですかね、それから、先ほど質問しましたけれども、富裕税の問題なんかも請問するおつもりがあるのか、この二点をお尋ねします。

○国務大臣(愛知揆一君) その法人税の税率について、何パーセントにするかの可否を問うという形で請問することは、私は考えておりませんし、從来の税制調査会の、何といいますか、独占性といいますか、権威からいつても、そこまで請問をこまかくすることはどうであらうかと思います。それから富裕税という問題については、これも前々から申し上げておりますように、確かに一つの考え方方であると私も思いますが、ただ、これは所得税とか相続税とかいうことの体系の中はどういうふうにとらえられるか、それから、キャピタルゲイシニ課税すべきであるという御説がこのごろの感覚的には非常に強いわけござりますけれども、これをどういうふうに扱つたらいいかというよーんな、税制としては相当大きな問題がござりますので、必ずしも現在のまま、非常に率直なことばをお許しいただければ、ちょっとこう異常な、たとえば、商社の投機とかなんとかいうことが異常な状況において、恒久的な税制について、たとえば、過剰流動性の資金がだぶついて持つてゐるはずだから、これを全部取り上げるというような意味でひとつ税制を考えるべきであるというふうなことを、必ずしも、税制に結びつけて論議をされることとは、少しこの問題の取り上げ方が私の個人的な見解をもつてしては、ちょっと筋の違うところもあるのではないか、おのずから、これらの問題に対しては、やはり別個の方策によつて規制をして締め出したりすることが有効であります。したがつて、富裕税をやるべきであるというような詰問ということは現在は考へておりません。しかし、まだ詰問する時期までは相当の時間もございますから、なお、

いかなる詰問の形をとるかはもう少し時間をかしていただきたいと思います。

○多田省吾君 次に、租税特別措置に関してお尋ねしたいのですけれども、まあ、日本の租税特別措置は世界に類例のないほど多過ぎる。特に政策目的が効果的に果たされているかどうかということも非常に疑問でございますし、この際、租税特

別措置は、一部のどうしても必要なものを除いて全部やめてしまえど、そうしていろいろアクリションの出るところは適正な減税措置を講すればよろしいのじやないかと、こういうことでござります。こういう意見が非常に強いのでございます。われわれもそう思います。それで、いままでもこの租税特別措置の税制上の弊害については、企業や特定産業、高額資産所得者のみの優遇策が多過ぎる、また一般納税者のタックスマーチを非常に低下させる、あるいは一たん採用されると、既得権化して廃止が困難になつて「当分の間」がもう二十年も過ぎている、あるいは、いろいろな同じような類型の連鎖反応を起こして、数々の特別措置が必要もないのにとられやすい、あるいはこの多額の租税特別措置による減収というものが、一般大衆に所得税や住民税あるいは間接税といふことで重課税される傾向がある。そのほか、いろいろの租税の複雑化という問題、いろいろな弊害があげられるわけでございます。それで、今まで大蔵省の試算、これは私は非常に少な過ぎると思ふのですが、これは思想としては非常につきり明確な思想であると思いますし、私も全く同じ考え方で、四十九年度におきましてもその趣旨に沿つて十分ひとつ検討をいたしたい、こう考へておる次第でございます。

○多田省吾君 それにしましては、ことしの租税特別措置の改廃はまだ私は控え目に過ぎるんじゃないかともつと大胆にやつてよろしいんじやないかと、特に四十九年度の税調に対する詰問も控えまして、あまり具体的なことは出せないでしようけれども、大臣がそうおっしゃるなら、今後も大胆にこの改廃をやっていくと、こういうこととでよろしいんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 今回の場合は、わざかとんど認めなければ、もう四十八年度なんかは、の時間ではございましたが、私も一生懸命努力を

一兆六千億ほどにも達するのじやないかと思われます。ですから、これを法人税並みに取りますと五千八百八十億円。ですから、現在予定よりも四千億円ほどたくさん取れるということになりますから、こういったものも含めると、表面にあらわれた減収額だけでも一兆円をこえるのじやないかと。

そのほか租税特別措置法に入つていなくて、の、法人税や所得税の中に入つてある特別措置、も私はここで勇猛心をふるつて、この租税特別措置においてはもつともっと大胆なメスをふるうべきであると、このように考えますけれども、基本的に大蔵大臣どのようにお考へでござりますか。

○政府委員(高木文雄君) 四十八年度は大体一兆五千億をこえる六千億に近いところになるのではないかと、これはいままでの趨勢といいますか、そういう傾向から、そういうふうにちょうど一兆六千億ぐらいのところにくるのではないかといふうに推定をいたしております。

○多田省吾君 この一兆六千億というのは四十八年度の推定ですか。

○政府委員(高木文雄君) そのとおりでござります。

○多田省吾君 ジヤ、四十七年度は大体一兆四千億程度と推定していらっしゃるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 大体そのような見当でございます。

○多田省吾君 予算委員会等でも、この四十九年度の交際費課税についてはもつと八〇%とか、このように強化したいと總理もおつしやつていています。大臣もこの交際費課税の強化についてはそのように思つていらっしゃるのかどうぞ。

○国務大臣(愛知揆一君) これは事務的に申しますと、交際費課税の特例というのは二年間ですかね。事務的には非常に困難でござりますけれども、よく検討いたしたいと思います。

○多田省吾君 時間が大体まいりましたので、あと二つまとめてお伺いしますけれども、一つは、衆議院で問題になつた円切り上げに伴う國税庁通達による為替差損の特別処理の問題でござります。

けれども、これは中曾根通産大臣が、前回並みの救済措置をとるというような発言をしております。

けれども、非常に國民からは強い反対があるわけですね、これが第一点。

第二点は、先ほども質問がありましたけれども、四十七年度の自然増収が四千五百億円に達している。予算を上回っているわけです。それで、まあ野党が昨年もずいぶん年内減税、追加減税を叫んだのに、これはとうとうやらなかつたわけです。こういったことがことしも起る可能性もあるんじゃないかと思いますし、また、國債だけの問題に押えるべきじゃないと思います。ですから私は、この前から申し上げておりますように、物価が五・五%以上上がるとか、あるいは相当な自然増収が見込まれると、こういう際には、思い切ってやはり追加減税を、年内減税をやるべきじゃないかと、このように思っていますけれども、大臣はどのようにお考えになつておられるか、この二点を最後にお伺いします。

○國務大臣(愛知揆一君) 第一のお尋ねは、まだ、國税庁長官の通達は出していないようになります。

それから第二点は、追加減税のお尋ねですが、何ぶんにもただいま予算が通つたばかりの段階でございますし、税制はこうして御審議を願つて、最も中でござります。ただいまこれを修正する、つまり追加減税ということは、現在御提案しているものを今日修正するということを前提としてのをお尋ねでございますが、これは遺憾ながら、現在御提案申し上げておりますものがわれわれとして最も適切と思って御審議を願つておるわけでございますから、修正ということは考えておりません。

○多田省吾君 で、まだ、國税庁は通達出していますが、ありますけれども、何だか出すのを

べきじゃないかと思いますが、大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは基本的には、企業会計の經理を為替差損についてどう經理をする

がいいかということ、これは企業会計の審査会で非常に御熱心に専門的に御検討いただいて意見書が出ております。そしてこれを微税の側から見

がて、それを公正妥当な税法上で要求されている基準として適切であるとするならば、これは国税徵

収の基準として取り上げて、私は、けつこうなこ

とではないかと思いますけれども、まだ、出てい

ないと申しますのは、衆議院の段階におきましても、いろいろの御意見がございましたから、それ

の御意見を踏まえて、国税庁としても十分に検討して、適切な措置をとりたいということで、近

く通牒は出すことになると思いませんけれども、十分これまでございました御論議を踏まえて適切だ

と思います措置をとることがけつこうなことであ

ると、かように考えておる次第でございます。法人

の土地譲渡益重課制度についてだけお伺いした

と思います。

○栗林卓司君 時間の限りがありますので、法人

の土地譲渡益重課制度についてだけお伺いした

場合の利益の六割程度のものに減ると、こういう関係になるわけでございます。他と分けてわざわざお伺いしたのはそこなんですが、土地取引だけを考えてみた場合に、税引き後三〇%は、今回の法案をもつしても確保され

ます。私がお伺いしたいのは、土地譲渡というの

は、一般的ほかの取引に比べて相当利益率が高い

商売になつておるとお考えになりますかといふこ

とです。

○政府委員(高木文雄君) 実は、今回の税法の改

正の機会にいろいろ現状は調べてみましたん

が、その結果では、いわゆるこの利潤率は全産業

の平均と大体同じくらいのところへきておると、

現状はそういう状況でございます。それは、全体

の利益と申しますか、いわゆる利潤率がどうなつ

ているかという意味ではそういう現状でございま

す。ただ、いまお尋ねの点は、全体の利益の中で

どれだけが会社に留保され、どれだけが税のほう

に吸収されるかという観点からいえば、土地の部

分は三割、七割に分かれ、その他の部分は四五と

五五に分かれるという関係になるというだけのこと

でございまして、いま私が申しました利益率と

いうのは、一般企業の利益率と、それから不動

産関係企業の利益率の関係を申したのでございま

すので、そこはちょっと角度が違うことをお含み

願います。

○栗林卓司君 お伺いしていることをもう少し申

し上げますと、投機の抑制ということが一つ今回法案を審議する過程で頭にあつたことだと思いま

す。ところが、投機の抑制ということと仮需要の抑制というのはたいへん似ているように見えます

けれども、少し違うんじゃないかと、いま申し上

げていることをこう考えていかどうか、あらた

めお伺いし直しますけれども、土地取引を中心とした業務内容にしていない企業ばかりにあつたとし

ます。その場合には、土地取引と、そのほかの取

引を分けてみると、土地取引のほうは抜き出し

を考えると、税引き後三〇%の利益は一応保証さ

れると、なぜなら、土地価格というのは下がることはありませんが、その他の取引になると、得

をする場合もあれば、損をする場合もある。では、私は、仮需要ということを考えますと、たとえ

ば、従来は土地取引と直接関係のなかつた法人が、だんだん土地売買市場に新規参入してきた。

これが仮需要を立てる大きな原因になつていて、投機と仮需要を分けけて考えると、実は仮需要の抑制が土地価格抑制のため手

なんだと私は思いますし、この点は御異論ないと思

うんですけれども、そういう面について、今回の税制をもつてしても、土地取引については少なく

とも、いろいろの御意見がございましたから、それ

の御意見を踏まえて、国税庁としても十分に検討して、適切な措置をとりたいということで、近

く通牒は出すことになると思いませんけれども、十分これまでございました御論議を踏まえて適切だ

と思います措置をとることがけつこうなことであ

ると、かように考えておる次第でございます。法人

の土地譲渡益重課制度についてだけお伺いした

と思います。

○栗林卓司君 時間の限りがありますので、法人

の土地譲渡益重課制度についてだけお伺いした

と思います。

○政府委員(高木文雄君) まさに御指摘のとおり、一年年のいわゆるニクソンショックないしスミソニア体制のあとで、土地取引に新規参入した企業がたくさんござります。で、新規参入した企業の、なぜそういうことに新規参入していくのではなく、なぜそういうふうが、その

事実の一つの中にいま御指摘のような面がある

と。つまり、土地で損することはないといふ予測

がつくといふことが一つのそういう新規参入を促進した理由であるということはおっしゃるとおり

でございます。で、その場合に、今回の税制とど

ういうからみになるかと申しますと、その新規参

入者がその土地を売つてもうけようということを

前提に新規参入してくる場合と、そうでなしに

ば、週休二日制とかなどとかといふこともありますから、だんだんレジャー産業みたいなものに転換していくこと、売ることを前提としないで土地

を買った場合と非常に違つてくると思いますが、

これを売らない、というつもりでおられる新規参入者に対しては、この法人税はきいてこないわけでございます。これは売らなければ譲渡税がかかりませんから、その対しては、その率のよし悪さはござりますが、保有課税によって考へる以外に方法がない。保有課税は、取得価格の一・四%でございますから、実質的にはちょうど金利負担を一・四%だけ上げたと同じ効果になりますので相当の抑制効果はあると思いますが、それで十分であるかどうかという御議論は、一つ出てこようかと思思いますけれども、そういう働きをなすものと思います。

譲渡のほうにつきましては、これはいろいろ見方がござりますから、おっしゃるように、土地の売買による利益が大きければ、たとえ七割取られても残りはやっぱり非常に大きいのだから、やっぱり土地を売買しても得ではないかというふうに働くかどうかという問題があるわけでございますけれども、その点は、税制調査会等の段階においてもいろいろ議論はいたしました。議論はいたしましたが、やはりその残りの三割でもって配当もしなければならぬいろいろな理由でござりますから、その効果はあるであろう、ということを前提にしていけるわけでございます。

なお、最近におきまして、御承知のようにこの十二月以来法人の土地あざりという現象がぐっと減つてしましましたわけでございますが、なぜこれ減つたかということについては、金融を締めたということもありますけれども、やはり税法が国会へ出ます前から、もうすでに、来年は何かそういうふうに關係業界の方は見ておられるようございまして、正確なお答えにはなりませんが、やはりそれなりにその残りの部分の利益を減らすということは、その新規参入、それを、しかも、投機的な意味での新規参入抑制の効果があるものと考えております。

○栗林卓司君 お尋ねを繰り返すようですけれども、投機の抑制ということと、仮需要の抑制といふのは、分けて考えておいでになりますか。

率のよし悪さはござりますが、保有課税によって考へる以外に方法がない。それは、分けて考えておいでになりますか。

○政府委員(高木文雄君) まあ、仮需要という意味は、して分ければ、その将来の何か計画があるのが、まあ、いろいろレジャーに、企業の主目的といいますか、事業を転換していくとか、そういうことで計画があると、しかし、それを早い時期にいまのうちから取得をしていくかという式のもとの、それから、單にその差額でもうけようと、売つたり買つたりして差額でもうけようというものが、まあ投機的ということかもしませんが、きめるとか、区分をして、片一方だけ課税にするとか、ということは非常に困難でございますので、税の仕組みとして、これを取り入れます際には、区分をして考えたわけではございません。

○栗林卓司君 私がお伺いしているのは、こういう法律をつくるて実際に動かしていく場合に、どういう効果が出ると期待しているんだと、これは投機抑制と仮需要の抑制を、かりに一緒にたてておありますと、今回の法律と土地保有課税合わせて仮需要の抑制までできるかのような錯覚になつてしまします。そのところは、いまの御答弁でもあるように、新規参入者がどんどん出てくる。たとえばまわりを見渡しますと、輸出の状況もちょっとおかしくなってきた。どうやつて事業内容を転換しようか。これは民間企業がかかえていける一番の悩みだと思います。そういった中で一番確実なものは何かということになれば、やっぱり土地もしくは土地を足がかりにした新しい事業なんですね。しかも、それ自体は今回の二〇%の重課税をもつとしても、取引それ自体を抜き出してみると、まだ税引き後三〇%保証される相当手がたい商元なんですね。これはどうつておきますと、幾ら重課税をかけても仮需要は減らないわけです。それから、ほんとうにその仮需要が減らぬかといふことは、私は改めて言わないと、価格問題の解決は不可能である、したがつて、供給促進であると言われるわけですが、それでも、この需給関係について今回の税制がどう働くか。

まあ、ほんとうに土地価格は上がっていきますが、そつちのほうの仮需要と、ほんとうの需要といいますか、そういうものとの境目がつけにくくわけですから、売り惜しみという傾向は消えないと思う。そこにさらにつけ加えて重課される、しかも、土地価格というのは、いま言われたよう

に、だれが見ても下がるという予測は立たない。そうなると、いざれば手放すとしても、時期をとると、おくおくれで売り惜しみになる、そういう働きをむしろしてきませんか。したがって、それがそのまま売却価格に上乗せされる商取引があるとは言いませんけれども、結果として上乗せをする働きをするんじゃないか、そのおそれがあるから、実は公用その他については未適用措置をさします。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるとおりでござります。

うことはこの税制ではあまり期待できない。
そつちのほうはどうなつてゐるかという点につ
きましては、四十四年以來やつてまいりました分
離の制度をやめるべしという議論があつたわけで
ござりますが、これをむしろこの際としては存続さ
ることにいたしましようということにしてしまつたので
は、あのほうをやめますと、個人からの土地供
給がまた押えられるということになりますので、
課税の公平という見地から申しますと、四十四年
土地税制は非常に問題がござりますけれども、あ
れを残すことによつて供給をさらに抑制的になる
ことはない。

れども、じゃ、この税制を企業の側で逃げる逃げ道がないかといったら、私の知恵たって、幾らでもあるわけです。子会社というものを考えながら組み立てて、やっぱ幾らでも手段はあります。しかしも、片一方では、いまの御答弁のように、どちらかといえど供給を阻害する働きをしからなんです。しかも、今日、土地価格を何とか押えたいんだ、下げたいんだというのは、国民すべての願いであるわけですから、これが今回の国会に御提案になれる土地閑在税制の大黒柱というんではあまりにさしい気がいたします。

されませんけれども、やはり相当の効果はだんだん出てきているのではないだろうかと、こういうふうにも考えられるわけでございますが、たまたまいろいろ御指摘があつたようなことは、ひとつわれわれもさらずに知恵を出して善処してまいりたいと考えております。

○野末和彦君 事業主報酬制度がつくられまして、それでサラリーマンとの間にまあ負担の公平という面でいろいろかなりの問題が出てきたというふうに思います。が、まずその比較で二、三お聞きしたいのです。

れども、じゃ、この税制を企業の側で逃げる逃げ道がないかといったら、私の知恵たって、幾らでもあるわけです。子会社というものを考えながら組み立てて、やっぱ幾らでも手段はあります。しかしも、片一方では、いまの御答弁のように、どちらかといえど供給を阻害する働きをしからなんです。しかも、今日、土地価格を何とか押えたいんだ、下げたいんだというのは、国民すべての願いであるわけですから、これが今回の国会に御提案になれる土地閑連税制の大黒柱というんではあまりにさしい気がいたします。

されませんけれども、やはり相当の効果はだんだん出てきているのではないだろうかと、こういうふうにも考えられるわけでございますが、たまたまいろいろ御指摘があつたようなことは、ひとつわれわれもさらずに知恵を出して善処してまいりたいと考えております。

○野末和彦君 事業主報酬制度がつくられまして、それでサラリーマンとの間にまあ負担の公平という面でいろいろかなりの問題が出てきたというふうに思います。が、まずその比較で二、三お聞きしたいのです。

今回私どもがこの問題を取り組みますにあたりまして、われわれの認識としては問題が二つありますて、一つは、一昨年以來全國的に土地が上がりがった、あるいは一億総不動産屋というようなことをいわれまして、北は北海道から南は沖縄に至るまで土地の價格が上がった。で、その上がり方が異常である。こういうグループの問題と、もう一つは、都市周辺において住宅用地の取得が非常に困難であるという問題と、やや質の違った問題が二つござります。

○栗林卓司君 大臣に、最後に意見を申し上げておきますけれども、先ほど来の大臣のお答えを伺つていても、制度と感情は違うんです。気持ちとしてはわかりますけれども、というような趣旨のお答えがありました。私も同感な気がするんですけど、それども、投機はけしからぬということです、この税制がそれだけで出発したとは言いません。ただ、それでは、もしもそうだとするとすれば、役に

その意味で、十分実情を見ながら抜本的な御検討をお願いしまして、質問を終わります。
○國務大臣（愛知揆一君）いろいろこまかい点にわたつて御心配をいただいておりまして、私も非常にごもつともだと思う点が多いわけでありますけれども、何しろ税制というのは、仮需要と投機需要をいま分けている論理的なお尋ねでありますけれども、それも押えたいし、好ましい供給に道をつけることにもしたいし、先ほども率直に申しましたが、税制としては、私は完べきなものでない

事業主報酬制度でいきますと、従来とおりのやり方と、それから、みなし法人課税を選択できるわけで、納税者にしてみれば、有利な方法を選ぶのは当然なわけですね。そういう自由があるわけですね。そうすると、サラリーマンの場合には、源泉になつているけれども、ここで申告にさしてくれたほうがいいという人も中にはいるわけですね。サラリーマンの場合に、なぜ申告と源泉と選択の自由がないんであろうかと、納税者の自由を尊重するんだつたら当然そういう選択制になつて

そのどちににより重点を置いてこの税制を考えるべきかということをございますが、他の土地政策との組み合わせをいろいろ議論いたしました末に、やはり税制としての今回の措置としては、どちらかと申しますと、供給促進というよりは投機抑制といいますか、仮需要抑制といいますか、それを通ずる価格の上昇を押えることを主眼とすべきであるという考え方の上に立つております。これによつて供給を促進するということはあまり多くを期待いたしておりません。

ただ、いままさに御指摘のように、この制度によって逆に価格を押し上げるようなことになつてしまい、という配慮から、そこだけはもう、可能な限り、この税のために逆に土地の価格が上がるというふうに働くことだけはできるだけ避けよう。この税制によって、土地の供給がふえるとか、よつてもつて価格の上昇率が落ちるとか、そういう

立たないことがあります。需給関係を、供給の側で進を含めてどうやって改善をしていったらいいのか。そこで、今回の税制が、たとえば、同時に、別な委員会で御提案になつております保有税の問題をとつてみても、ほんとうに土地の需給関係にいい改善効果が出るんだろうか。先ほど局長が二億総不動産屋と言われましたけれども、私の乏しい経験でも、大企業といわば、中小企業といわば、何らかのヘッジの意味を兼ねて、いま土地買付に狂奔しているのが実情だと思います。土地の先買いです。需要に先立つて買つているわけですから仮需要といわれるわけですがれども、これが鎮静化しなかつたら、投機も起こつてくるでしょうし、土地価格の高騰も絶対おさまらない。そういうものに対して、今回の中の税制がきくかといいますと、税引き後三〇%かけつけうなんだという話をすると、やはりこれは相当有利な取引なんですね。しかも——いまは時間がなくて申し上げませんけれども

と思します。それから、本来、税で目的を十分達成し得ると考えると、これは私は期待はされたと思いますが、同時に、土地の利用規制という基本的な計画を同時に実施するということと関連し、それから、この税法では抜け道とよくいわれますけれども、こういうところに譲渡した場合には、課税の対象にならないというような道をわざと積極的につくっていると、まあ、とにかくずいぶんいろいろの知恵をしぼったわけですが、しかし、お話しのように、こんなものは幾らだつて知恵を出せば抜けられると、これもごもっともだと思いませんけれども、十分それらの点は、これからも状況を見定めて善処しなければなるまいと思います。同時に、実際問題としては、多少地価のむしろ低落あるいは買い手が出てこないということとで、処分難になつていいような状況もばつばつしてきたような情報も聞いておるわけでございまして、そういう点は、これは多くの例ではないかと思

も悪いと思うのです。来年の税制改正にこの問題を大蔵大臣出されたいますかどうか、まず、これをお聞きしたいと思います。サラリーマンが申告あるいは源泉どちらを選んでもよろしいかということ。

○政府委員(高木文雄君) いまの事業主報酬問題の前に、もともと事業所得者については、白にするか青にするかという選択の問題があるわけですが、いまして、これはまあ二十年来続いておった問題でございます。さらに今度青の中での選択ができたということから言いますと、少なくとも形の上ではサラリーマンとの間で窮屈さが違う、いう点で問題があろうかと思ひます。ただ、それではいま問題になつております青というのは、おきまで帳簿を記帳していることが前提になつておるわけでございますが、サラリーマンについて帳簿の記帳ということを前提にすることができるかどうか、かなり確実なる帳簿の記帳といふこと。

うことをサラリーマンに考えられますならば、実額選択の制度が考えられるわけでございますけれども、それを現在のサラリーマンの生活の実態に期待することは私どもとしてはむずかしいのではないか、青色申告者ができているのではないかと言われますが、これは御商売でございますから、御商売である以上、どういう仕入れをし、どういふうに売ったかというの記帳をされる習慣が一般的にはまずあるわけでございます。單にノートに控える程度でありますても、何かあるわけでございますが、まあ一般に青色申告者の場合で、今度は家計費の処分ということになりますとあまり記帳がないのが実態でございます。サラリーマンの場合には、この所得を得るのに必要な経費についての帳簿記帳慣行がいまの段階ではほとんどないと言つていい状況でございますので、私どもとしては、今回の事業主報酬制度の採用との結びつきにおいて、この実額選択を採用するとどうことを議論するのはまだ早い、直接のつながりがないのではないか、元来、源泉徴収制度には問題がございますので、サラリーマンについても、実額選択という制度があつてもいいということがありますけれども、その問題は前からも議論しておりますし、今後も議論することになると思いますが、これとの結びつきは直接的ではないのではないかという理解でございます。で、来年どうするかということについては、これは非常に大きな問題でございますが、私見を言わせていただきますならば、来年はすでに法人の問題をはじめといつしまして、所得税の問題を中心といたしましていろいろ山のように問題をかかえておりますので、はたして実額選択というような問題まで税制調査会で検討議題にするだけの時間的余裕があるかどうか、あまり多くを追いまして結果を得られないということになる心配がございますので、率直に申しましてそこまで手が回りかねるのではないかという感じがいたします。

○野末和彦君 それでは、今度は必要経費の話ですけれども、大臣伺いますけれども、この委員

会でもかなり必要経費の問題出たんですね、サラリーマンの。一律三〇%なんていふやうな論が出されますが、これは御商売でございますから、御商売である以上、どういう仕入れをし、どういふうに売ったかというの記帳をされる習慣が一般的にはまずあるわけでございます。單にノートに控える程度でありますても、何かあるわけでございますが、まあ一般に青色申告者の場合で、今度は家計費の処分ということになりますとあまり記帳がないのが実態でございます。サラリーマンの場合には、この所得を得るのに必要な経費についての帳簿記帳慣行がいまの段階ではほとんどないと言つていい状況でございますので、私どもとしては、今回の事業主報酬制度の採用との結びつきにおいて、この実額選択を採用するとどうことを議論するのはまだ早い、直接のつながりがないのではないか、元来、源泉徴収制度には問題がございますので、サラリーマンについても、実額選択という制度があつてもいいということがありますけれども、その問題は前からも議論しておりますし、今後も議論することになると思いますが、これとの結びつきは直接的ではないのではないかという理解でございます。で、来年どうするかということについては、これは非常に大きな問題でございますが、私見を言わせていただきますならば、来年はすでに法人の問題をはじめといつしまして、所得税の問題を中心といたしましていろいろ山のように問題をかかえておりますので、はたして実額選択というような問題まで税制調査会で検討議題にするだけの時間的余裕があるかどうか、あまり多くを追いまして結果を得られないということになる心配がございますので、率直に申しましてそこまで手が回りかねるのではないかという感じがいたします。

○野末和彦君 もちろん、実質的に減税になると不公平がなくなるということは一番望ましいわけ

です。しかし、これは実はサラリーマン等との権衡といふことでも考へて、ということになつた経緯であり背景として、そうなると上から下までそれを一律に認めて、そういうことが出たのが、結局吹き飛んで別に認めようという考え方、これを来年度の税改正にやはり検討課題としてお出しになつていますか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは実は私も一つの

しろうと考えとして、教育費とか、医療費とか、うようなことについての控除ということを、一つの考え方ではないかということも検討いたしましたけれども、やっぱりこれは、結論的に言えば、課税の最低限度をできるだけ引き上げる、そして勤労控除とか、あるいは老人とか、妻とかというようなものの控除というもので処理すべきものであつて、たとえば、教育所得控除などにいたしましても、これを控除して、先ほど川村さんの御質疑にも関連するわけなんだと思いますけれども、最低課税限度以下の人でも子女を教育している、そういう人の場合とか、あるいは老人とか、妻とかといふようなもので処理されると、ほのかの控除を引き上げれば、これまで個人事業主にも当てはまる、そういうふうに考へて、と、結局はこれまで不公平だと、このままにすることになりがちで、まして給与所得控除とか、ほかの控除を引き上げれば、これまで個人事業主にも当てはまる、そういうふうに考へて、と、結局はこれまで不公平だと、このままにすることになりがちで、まして給与所得控除とか、ほかの控除を引き上げれば、これまで個人事業主にも当てはまる、そういうふうに考へて、と、結局はこれまで不公平だと、このままにすることになりがちで、まして給与所得控除とか、ほかの控除とは別に。こういうべきものでありますけれども、やはり必要経費といふことにはつきり出てこなければ、納得できないというふうに考へるわけなんですがね、やはり必要経費という考え方を検討課題にすべきではないですか、ほのかの控除とは別に。こういう項目をサラリーマンのために立てるということは当然考へるべきだと思うのですが、いかがですか。

○野末和彦君 新聞などで出した必要経費といふ話がだいぶ誇大広告で中身がないということを

聞いてがつかりしたんですが、最後にちょっと時間がなくなりましたがお聞きしますが、今度の事務局、一時新聞などで必要経費だと、必要経費を認めるというようなことが出たのが、結局吹き飛んでしまうわけですね。私としては、先ほど直に申し上げて、ほかの控除でもってカバーするのが筋であるということになるわけですね。そういう経費をサラリーマンに今までの給与所得控除とは別に認めようという考え方、これを来年度の税改正にやはり検討課題としてお出しになつていますか。

○國務大臣(愛知揆一君)

これは率直に申します

て、一つの新しい試みでありますと同時に、これは時

限立法でございます。その辺に私どもの苦心の存

するところがあるわけでございます。時限的に実

行いたしました、そして関係の方々にどういう評

価をされるか、あるいは周囲の方々からどうい

うな批評が起こるか、要するに新しい一つの試

みである、こう申すことが正直な私の見解でござ

ります。

○竹田四郎君 関連してお尋ねしたいと思います

が、きょうの新聞を見ますと、佐々木日銀總裁

が、日銀法の改正ということを新聞発表しておりま

す。その理由は、日銀法は昭和十七年ですか、

いわゆる戦時中につくられた戦時立法であつて

今日の主権在民の思想と違うということがあるわ

けですが、もう一つは、通貨調節に対していますが、

も変わったみなし法人課税というような姿になり

の日銀法というものは対応が非常にむづかしい。したがって、たとえば公定歩合の引き上げ、そうしたことについても実際は時期を失してしまつておる。こういう内容であったかと思ひますけれども、この佐々木日銀总裁は、前々からそりとした金融政策について、あるいは金融財政政策については政府に対していろいろ注文を出してはきているわけあります。佐々木日銀总裁もかなりそうした点では最近の金融事情、あるいは過剰流動性問題等についてかなり心痛しているのではなかろうか、こういうふうに思ひうるわけでありますけれども、この佐々木日銀总裁の発言を、大蔵省側としては一体どのように受け取つておられるのか。そして今日の過剰流動性あるいは通貨調節といふものに対して、日銀法の改正という問題に関連して大蔵省の、大蔵大臣のお考え方、これはどうなつておるか、大蔵大臣の御意見を聞かせていただきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 日本銀行法の改正につ

いては、私も非常な関心と興味を持つております。御承知のように、もう数年前にも金融制度調査会でございん議論があつて、そのときには意見

がまとまらなかつたといふような経緯もございますが、これは中央銀行の機構の問題ですから、相

当に時間をかけて専門的に検討した上で政府としての態度を決定すべきものであります。そういう見解でござります。

それから、いまちょっと私、気になりましたのは、最近の公定歩合引き上げの問題について、日本銀行の中立的主体性がそこなわれたということは全然ございません。時期を失したといふようなことも全然ございません。正確に申し上げますれば、むしろ考へられていたより早く実行されたのではないかと思ひます。それらの点について政府との間に何らの意見のそごがあるとは私は思ひませんし、また、そういうこと、あるいは過剰流動性対策等について今日意見が違うから日銀法の改正、そんな関連はもう毛頭、全然ございませんことは明白にいたしておきたいと思ひます。

の日銀法というものは対応が非常にむづかしい。したがって、たとえば公定歩合の引き上げ、そうしたことについても実際は時期を失してしまつておる。こういう内容であったかと思ひますけれども、この佐々木日銀总裁は、前々からそりとした金融政策について、あるいは金融財政政策については政府に対していろいろ注文を出してはきているわけありますが、佐々木日銀总裁もかなりそうした点では最近の金融事情、あるいは過剰流動性問題等についてかなり心痛しているのではなかろうか、こういうふうに思ひうるわけでありますけれども、この佐々木日銀总裁の発言を、大蔵省側としては一体どのように受け取つておられるのか。そして今日の過剰流動性あるいは通貨調節といふものに対して、日銀法の改正という問題に関連して大蔵省の、大蔵大臣のお考え方、これはどうなつておるか、大蔵大臣の御意見を聞かせていただきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま申しましたよ

うには、私は非常な興味と関心を持つております。

○竹田四郎君 興味と関心を持つておられます。

とは、近くかけるということなんですか。それと

も、ただ興味と関心は、おそらくそれはお持ちになつておるだらうと思いますけれども、前にもか

かつたことがあるわけですから、近いうちにその

問題は金融制度調査会にかけて検討させるとかな

んとかという具体案はいまのところ全然ないとい

うのか、あるいは近いうちに検討してかけるとい

うのか、その辺どうですか、はつきりしていただ

きたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、いま申しました

とおりで、どこにどう詰問するというようなことはまだ考えておりません。

○委員長(藤田正明君) 両案に対する本日の質疑

はこの程度といたします。

なお、次回の委員会は四月十七日午前十時から

開会することとし、本日はこれにて散会いたしま

す。

午後一時四十分散会

◆◆◆◆◆

四月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫の定員増加等に関する請願

(第一〇八八号)(第一一二七号)(第一一三一号)(第一一七六

号)(第一一七七号)(第一一七八号)(第一一二一六号)(第一二一七号)(第一二二七号)(第一二二七号)(第一二二七号)

請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村大字鳥原五

一、音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤発に

關する請願(第一一一一八号)(第一一一九号)

(第一一二〇号)

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一〇八八号 昭和四十八年三月二十三日受理

国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 北海道旭川市川端町三条四丁目

長瀬容子外五百六十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一一二三号 昭和四十八年三月二十七日受理

国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 愛媛県松山市春日町九ノ一 今井

みづ子外二百三名

紹介議員 成瀬 輝治君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一一七六号 昭和四八年三月二十八日受理

国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 北九州市門司区谷町一ノ一二ノ三

○ 山崎孝子外四百六十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一一七七号 昭和四八年三月二十八日受理

国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字引土三三ノ一 大

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一一七八号 昭和四八年三月二十九日受理

国民金融公庫の定員増加等に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原九九八 石橋順

一外二百名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

第一一二一八号 昭和四八年三月二十九日受理

音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廢に關する

請願者 名古屋市千種区猪高町大字猪子石

字上垣外五九 石附秀夫外十名

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十一条第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十三条第一項の表に一号を加える改正規定

改正規定 中小売商業振興法の施行の日

二 第三十四条第二項第一号及び第六十五条の三第一項第一号の改正規定 中国土総合開発公

司に係る部分 工業再配置・産業地域振興公

团法の一部を改正する法律（昭和四十八年法

律第一号）の施行の日

三 第三十四条第一号の改正規定 中国土総合開発公

司に係る部分 工業再配置・産業地域振興公

团法の一部を改正する法律（昭和四十八年法

律第一号）の施行の日

四 第三十四条の二第二項に二号を加える改正規定 中同項第五号に係る部分及び第六十五条の四第一項に二号を加える改正規定 中同項第五号に係る部分 公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）の施行の日

五 第六十六条の十第一項の改正規定 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）附則第一項第二号に掲げる日

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三条 新法第十二条第一項の表の第二号、第五号及び第六号の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

新法第十二条第一項の表の第八号の規定は、個人が同日前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）の施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）の施行日以後に取得した場合については、なお從前の例による。

3 個人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得または製作若しくは建設をする

旧法第十二条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第三号から第五号まで」とあるのは

「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）から第六号まで」とあるのは

「昭和四十八年改正法附則第三条第三項を正法」という。による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十二条第一項の表の第一号から第六号までと、「四分の一」とあるのは

「四分の二（昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に取得又は製作若しくは建設をして、同号に規定の例による。

4 前項の規定の適用における新法第十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、

第五条の二、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条

第一項中「前二条」とあるのは「前二条昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。」と、新

法第十二条の二第一項中「前二条」とあるのは

「前二条（昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）と、新法第十二条の三第一項、第十

三条第一項、第十三条の二第一項、第十六条の

二第二項、第二十八条の三第三十一項、第三十三

条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第

十一条」とあるのは「第十二条（昭和四十八年改

正法附則第三条第三項を含む。）とする。

5 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に

取得し、又は製作してその事業の用に供する同

号に規定する新技術企業化用機械設備等について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した

新法第十二条第一項に規定する機械設

備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 個人が旧法第十二条第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該個人の昭和四十九年分以前の年分の同項に規定する資産の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算については、同項中「第十二条から前条まで」とあるのは、「第十二条（新法第十二条及び昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）から前条まで、新法第十二条」として、同条の規定の例による。

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置）

第六条 新法第二十八条の六の規定は、個人が次に掲げる土地の譲渡等（同条第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第七条 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められた工事の施工に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

8 新法第四十三条第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施工に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

9 新法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

10 法人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の二（昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に取

得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する場合については百分の十六とし、

一日から昭和五十年三月三十日までの間に取

得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する場合については百分の十六とし、

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十一条 新法第四十三条第一項の表の第二号、第五号、第六号及び第十四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する場合について同じ。）をしてそ

の事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められた工事の施工に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十三条第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施工に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

4 法人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の二（昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に取

得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する場合については百分の十六とし、

一日から昭和五十年三月三十日までの間に取

昭和四十八年四月二十六日印刷

昭和四十八年四月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局